

## 平成19事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

### 第1 証券検査基本方針

#### 1. 基本的考え方

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)の基本的使命は、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することであり、市場の仲介者としての役割を担う金融商品取引業者等に対して証券検査(以下「検査」という。)を厳正かつ適切に実施することが、検査に求められる最も重要な役割であり、金融商品取引法施行後も同様である。

金融商品取引業者等は、市場の実情に精通する者として、自らを律して投資者からの信頼や公正・健全な市場の確保のために貢献することが期待されている。自主規制機関や市場インフラ機関等についても同様である。証券監視委は、このような検査対象先の自主的な取組みを尊重しつつ、適切にその使命を果たしていく方針である。しかしながら、現状をみると、多くの検査対象先において、形式的な体制が概ね整いつつあるものの、その実効性が十分に確保できていないなど、検査対象先における自主的な取組みが必ずしも十分に実行されていない状況にある。

一方、金融商品取引法が施行されれば、これまで認可制であった証券会社の元引受業務や投資信託委託業者などが登録制となり、多数の新規参入が見込まれるほか、天候デリバティブ取引などの商品やいわゆる投資・商品ファンドなどの業態が新たに規制対象となり、証券監視委による検査対象は更に拡大されることになる。

また、行政上の対応としては、金融商品取引法第51条により、法令に違反しない場合でも、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができることになる。

このような現状の下、予算や定員といった検査資源の制約があるなかで、証券監視委が効果的・効率的な検査を実施し求められている職務を遂行するためには、これまで以上に各職員が常日頃から切磋琢磨し、創意工夫を以って真摯に職務に取り組むことが求められている。

以上を踏まえ、平成19事務年度(平成19年7月～20年6月)の検査においては、引き続き、証券監視委の基本的な使命に則り、公正かつ透明性の高い健全な金融商品市場を確立し、市場に対する投資者の信頼を高めることを目指すこととし、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標とする。検査の実施に際しては、証券監視委は、果たすべき責務がさらに増してきていることを認識し、常に市場動向に幅広い関心を持って機動的な対応を行う。同時に、検査対象先の内部統制など自主的な取組みが適切に機能するよう促す観点から、また、検査対象先が顧客や市場に対し誠実に対応することを促す観点から、検

査対象先の問題の本質を見極める効果的・効率的な検査を行う。さらに、その結果に基づき、必要に応じ、金融庁等に対し、行政処分について勧告等を行うとともに、新たな市場ルールの整備についても関心をもって、建議を含めた適正な対応を図っていくこととする。

### (参考)平成 18 事務年度検査結果

平成 18 事務年度(平成 18 年 7 月～19 年 6 月)の検査結果をみると、重点項目としていた証券会社の市場仲介機能に関して、「システムリスク管理の不備」や「引受審査態勢の不備」などについて、重大な法令違反あるいは問題点が認められ、行政処分の勧告や建議を行った。このほか、同じく重点事項としていた投資信託委託業者における「忠実義務違反」や「善管注意義務違反」、助言業者による「顧客との証券取引」や「金銭の預託の受入れ」「著しく事実に相違する広告」等の禁止規定違反などの重大な法令違反が認められた。外国為替証拠金取引を扱う金融先物取引業者については、引き続き重点項目としていた「不招請勧誘」等にかかる重大な法令違反が認められた。

これらの法令違反や問題点の主たる発生原因は、検査対象先における内部管理態勢の不備、法令等遵守意識の欠如等である。しかしながら、その根底にあるのは、検査対象先が自らを律して誠実に行動することが求められているにもかかわらずその意識が必ずしも十分でないことや、収益優先のため内部管理体制を形式的に整備することで満足し、その実効性の確保が不十分となっていることにあると考えられる。また、初めて検査を受検した多くの先が客観的な第三者のチェックにさらされていなかったことも背景として挙げられると考えられる。

## 2. 平成 19 事務年度の検査実施方針

### (1) 効率的な検査のための事務運営上の重点事項

#### ① リスクに基づいた検査計画の策定

機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査計画を策定する。具体的には、引き続き常に市場動向等に関心をもって情報収集・分析を行うと同時に、検査対象先の市場における位置付けや抱えている問題点など各種情報・資料を総合的に勘案することにより、検査対象先を弾力的に選定し、検査の優先度を判断する。

また、必要がある場合には各種情報等に基づく機動的な特別検査を実施するほか、市場をめぐる問題や関心事項について横断的なテーマを選定し、共通の課題がある検査対象先に対して特別検査を行う。

#### ② 関係部局等との連携強化

検査の効率性・実効性を高める観点から、以下のように関係部局等との連携を図る。

- ・ 財務局監視官部門との間では、検査手法や問題意識を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、合同検査の積極化や検査官の交流を含めた相互の連携を図る。
- ・ 同様の観点から、金融庁検査局との間では、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する同時検査を実施するとともに、情報交換を行うなど、必要な連携を図る。
- ・ 自主規制機関との間では、業界や自主規制機能の発揮の状況について実態把握に

努める観点から、定期的もしくは随時に情報交換を行うなど、必要な連携を図る。

- ・ 監督部局との間では、証券監視委事務局と監督部局が適切な役割分担のもとで、監督を通じて把握された検査に有効な情報や、検査を通じて把握された監督に有効な情報を交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、適切な連携を図る。
- ・ 外国証券規制当局との間では、クロスボーダー取引や、これらを多く受託する外資系の検査対象先や海外にも拠点を置く本邦の検査対象先に関して、必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。

### ③ 検査基本指針及び検査マニュアルの見直しの公表

金融商品取引法の施行までに、効率的かつ効果的な検査の実施や検査対象先の負担軽減等の観点から、検査の基本事項や検査実施の手続き等を定めた「証券検査に関する基本指針」や、検査の着眼点等を定めた「証券検査マニュアル」等を改訂し、行政の透明性確保の観点から公表する。

## (2) 深度ある効果的な検査のための検査実施上の重点事項

### ① 問題の本質を把握するための着眼点

検査の実施に際しては、単に表面上の事象を形式的に扱うのではなく、その背景にある行為者の目的・意図や組織風土に着目して深く掘り下げるとともに、複数の情報・資料の関連性を考慮して総合的に分析することにより、深度ある検査を実施する。

特に、新たな検査対象先や登録金融機関など、金融商品取引に関する規制になじみの薄い業者や金融商品取引業以外の業務が主たる業務である業者においては、その組織風土に着目した検証を行う。

### ② 内部統制からのアプローチ

検査において認められた業務運営上の問題については、その事実関係や経緯等を分析することにより、法令に抵触するか否かにとどまらず、検査マニュアル中の[金融商品取引業者等のあるべき姿]を想定しつつ、検査対象先の内部統制面からも検証する。内部統制のあり方は検査対象先の姿勢を把握する上で重要な要素であることを踏まえ、形式的な内部統制のみならず、その有効性についても深度ある検証を行う。さらに、経営の基本方針等との相互関連性を検証すること等によって、経営者に対する内部統制が有効に機能しているか等を含めた全社的視点での問題の把握にも努める。

なお、問題の把握に当たっては、検査対象先の組織としての責任について重点的に検証を行う。同時に、検査対象先における職務権限と責任の明確化を徹底し、再発防止等のために可能な限り行為者を特定するとともに、取締役等の管理者についてもその問題に関して責任がないか、十分に検証する。

### ③ グループ体型検査の着眼点

同一のグループ内の金融商品取引業者等に対して実施するグループ体型検査におけるグループ内取引の検証に際しては、これまでの顧客情報の取扱いや利益相反取引の防止など、内部管理態勢の状況にかかる検証とともに、グループ内企業が検査対象

先に及ぼす影響等の検証の観点から、必要に応じ、持株会社等グループ全体を実態把握することとする。

④ 投資者保護の観点からの投資勧誘状況の検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、適切な投資勧誘が行われているかについての的確に検証する。

投資勧誘状況の検証に当たっては、複雑でリスクの正確な把握が困難な金融商品が増加していることを踏まえ、また、金融商品取引法において個々の投資者の特質を踏まえた制度が整備されたことを踏まえ、投資者の特質に即した説明責任が十分に果たされているかなど、特に適合性原則の観点から検証する。このほか、投資者が最初に商品について接する媒体である広告の中で、投資効果や市場要因の変化の状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。

⑤ 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、公正かつ透明性の高い健全な金融商品市場の構築のための根幹となるものであるが、これを阻害するおそれのある行為だけでなく、その売買管理態勢等に対する踏み込んだ検証を行う。

また、インターネット取引や DMA を通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者に対しては、顧客の注文がそのまま市場に取り次がれるといった特質を考慮した売買管理態勢等についても検証する。

⑥ 自主規制機関の適切な機能発揮等のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか、機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、市場間競争の進展等の環境変化の中で、会員等に対する規則の制定、考査等及び処分等を行う業務、上場審査・管理を行う業務等についての的確に検証する。

さらに、市場インフラとしての取引所の重要性の観点から、システムリスクの管理など取引所が開設する金融商品市場の運営が円滑かつ適切に行われるような態勢を構築しているか検証する。

⑦ 金融商品取引業者の市場仲介機能に係る検証

システム障害の問題等が円滑な有価証券の流通の障害となることがないように、引き続きシステムリスクなどのリスクが適切に管理されているか検証するとともに、不公正な取引を未然防止する観点から、投資者と金融商品市場を仲介する者として実効性ある内部管理態勢が構築されているか検証する。

また、資本市場の機能の十全な発揮と健全な発展を図るため、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が投資者保護の観点から適切に行われているか等について検証する。

⑧ 投資運用業者等に対する着眼点

投資運用業者は主として多数の一般投資者から集めた資金を運用財産として投資者のために自己の投資判断に基づく運用を行う業者であることや、ファンドなどの運用状況は投資者からは理解しにくいものであること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、投資運用業者等に対し、顧客等のための忠実義務や善管注意義務等の法令等遵守状況について引き続き重点的に検証する。特に、不動産投資法人の資産を運用する投資運用業者については、不動産物件にかかる運用・管理について内部統制が有効に機能しているかについて検証する。

⑨ 新たな検査対象先・金融商品等に係る検証

金融商品取引法等の施行に伴い、証券監視委の検査対象範囲が拡大することを踏まえ、新たに検査対象先となった業者等の実態把握に努めることとする。特に、個人投資家向けに複雑な商品を取り扱う業者の広告・投資勧誘状況や、協会未加入又は取引所不参加であるためこれらの自主規制機関による自主規制が行き届いていない業者の内部管理態勢等に着目して実態把握し、業者の法令等遵守状況等を検証する。

また、金融商品取引法において新規に導入された特定投資家にかかる制度について、適切に実施されているか検証することとする。

⑩ 過去の検査における問題点の改善状況

過去に指摘されている法令違反行為事項等が依然として改善されていない事例が認められていることに鑑み、前回検査で指摘した問題点の指摘事項の改善状況等について重点的に検証し、繰り返し同様の問題点が認められる場合には、厳しく対処する。

## 第2 証券検査基本計画

### 第1種金融商品取引業者等

135社(うち財務局等が行うもの115社)

### 投資運用業者、投資助言・代理業者

60社(うち財務局等が行うもの30社)

自主規制機関 必要に応じて実施

新たな検査対象先(第2種金融商品取引業者等) 必要に応じて実施

(注)上記検査のほか、特別検査等を実施することがある。